

「(2) お礼品内容」の記載例について

お礼品の種類によって、記載内容が異なります。

どのお礼品に当てはまるかご不明な場合は、あま市財政課ふるさと納税担当までご連絡ください。

① 【市内生産の野菜・肉など未加工の食品の場合】

(1) お礼品（商品名）	●●農園 ▲▲だいこん		
(2) お礼品内容	だいこん 150g程度 × 3 本		賞味期限 日
本市内生産、製造、加工等拠点	あま市●●町△△-△△ ●●農園		
市内での生産、製造、加工内容等	上記の農園にて、お礼品として提供するだいこんの生産を行っている。		
市外での生産、製造、加工内容等	なし		
付加価値割合積算根拠	費用	市内原材料・工程等 () 円	市外原材料・工程等 () 円
	その他	()	

② 【市内において原材料の主要な部分が生産されたものの場合】

<認められると考えられる例>

- ・市内で生産された牛乳を 100%使用して、市外で製造されたジェラート
- ・原材料の柑橘のうち 9 割以上に市内で生産された柑橘を使用して、市外で製造されたジュース

<認められないと考えられる例>

- ・製造に用いる牛乳のうち市内で生産された牛乳を約 1 割使用した、市外製造のアイスクリーム

(1) お礼品（商品名）	●●農園 オレンジジュース		
(2) お礼品内容	オレンジジュース 500g×3 本		賞味期限 30 日
本市内生産、製造、加工等拠点	あま市●●町△△-△△ ●●農園		
市内での生産、製造、加工内容等	オレンジジュースの原材料のうち、上記の農園にて生産されたミカンを100%使用している。		
市外での生産、製造、加工内容等	オレンジジュース製造にかかる、ミカンの加工、味付けの工程		
付加価値割合積算根拠	費用	市内原材料・工程等 () 円	市外原材料・工程等 () 円
	その他	()	

③【市内において加工・製造しているものの場合】

市内加工・製造による付加価値割合が 50%を超えている必要があります。

※原則、商品製造にかかる費用を基に付加価値割合を算出してください。

費用以外で付加価値割合を算出する場合は、一度市へご相談ください。

(1) お礼品（商品名）	●●クッキー			
(2) お礼品内容	クッキー 10 枚 (プレーン 5 枚、チョコ 5 枚)			賞味期限 30 日
本市内生産、製造、加工等拠点	あま市●●町△△-△△ ○○○○株式会社 ●●工場			
市内での生産、製造、加工内容等	上記の市内工場にて、クッキー製造にかかる原材料の仕入れ、生地作り、焼き上げ、包装の工程を行っている。この工程がお礼品の付加価値の60%を構成している。			
市外での生産、製造、加工内容等	クッキーの原材料については、市外生産のものを使用している。 (主な原材料:小麦粉、卵、砂糖、チョコ)			
付加価値割合積算根拠	○	費用	市内原材料・工程等 (600) 円	市外原材料・工程等 (400) 円
		その他	()	

<積算根拠の算出方法（費用）>

○○クッキー

本体価格 1,000 円のうち市内作業にかかる費用が 600 円→付加価値 60%

1,000 円の内訳…市外生産の原材料費 400 円

区域内（あま市内）の作業 600 円

区域外（あま市外）の作業 0 円

④【市内において提供される役務その他これに準ずるもの】であって、「当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものの場合】

<認められると考えられる例>

- ・市直営の市内にある美術館、博物館等への入場（券）

<認められないと考えられる例>

- ・市内にある全国的に展開している飲食店における飲食

(1) お礼品（商品名）	●●入場券			
(2) お礼品内容	入場券×1 枚(発行日から 1 年間有効)			賞味期限 日
本市内生産、製造、加工等拠点	あま市××町△△-△△ ○○資料館			
市内での生産、製造、加工内容等	上記の資料館に入場するためのチケット。市営の資料館であり、市の歴史を紹介していることから、市に相当程度関連性がある。			
市外での生産、製造、加工内容等	なし			
付加価値割合積算根拠		費用	市内原材料・工程等 () 円	市外原材料・工程等 () 円
		その他	()	

⑤【上記①又は②の商品と別商品（附帯品）を組み合わせたセット商品の場合】

- ・セットの構成品は、市内製造品が「主となる商品」であり、市外製造品は主となる商品に附帯することが明らかであることが必要です。

＜認められると考えられる例＞

市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

＜認められないと考えられる例＞

市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルのセット

- ・セット構成品のうち、市内製造品にあたる商品は、市内加工・製造による付加価値割合が50%を超えている必要があります。
- ・セット商品全体の本体価格の内、市内生産・製造品の価格が全体の7割以上である必要があります。

(1) お礼品（商品名）		うどんと特製つゆのセット		市内製造品価格 全体の 7 割以上	
(2) お礼品内容		市内製造:うどん 200g×2 袋 800 円 市外製造:つゆ 200g×1 本 200 円		賞味期限 30 日	
本市内生産、製造、加工等拠点		あま市●●町△△-△△ 株式会社◆◆ ○○工場			
市内での生産、製造、加工内容等		上記の市内工場にて、うどん製造にかかる原材料の仕入れ、生地作り、切断、乾燥までの工程を行っている。この工程がお礼品の付加価値の60%を構成している。			
市外での生産、製造、加工内容等		うどんの原材料については、市外生産のものを使用している。 (主な原材料:小麦粉、塩) つゆは、市外の原材料及び市外で製造している。			
付加価値割合積算根拠		○ 費用	市内原材料・工程等 (480) 円		市外原材料・工程等 (320) 円
		その他	()		